

令和 8 年第 2 回加須市議会定例会

加 須 市 議 会 議 案 (追 加 議 案)

令和 8 年 6 月 9 日招集

加 須 市

目

次

第 7 3 号議案	加須市副市長の選任について ……………	1
第 7 4 号議案	加須市監査委員の選任について ……………	2
第 7 5 号議案	加須市公平委員会委員の選任について ……………	3
第 7 6 号議案	加須市教育委員会委員の任命について ……………	4
第 7 7 号議案	加須市教育委員会委員の任命について ……………	5
第 7 8 号議案	加須市教育委員会委員の任命について ……………	6

第73号議案

加須市副市長の選任について

加須市副市長に次の者を選任することについて議会の同意を求める。

住 所 加須市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 増 田 浩 之

〇〇年〇〇月〇〇日生

令和8年6月25日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市副市長萩原利一は、本年6月29日をもって任期満了となるため、後任として増田浩之を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものであります。

公表用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を加工しています。

第 7 4 号議案

加須市監査委員の選任について

加須市監査委員に次の者を選任することについて議会の同意を求める。

住 所 加須市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 秋 本 政 信

〇〇年〇〇月〇〇日生

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

識見を有する者のうちから選任した加須市監査委員秋本政信氏は、本年 7 月 6 日をもって任期満了となるため、再任することについて同意を得たいので、地方自治法第 1 9 6 条第 1 項の規定により、この案を提出するものであります。

公表用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を加工しています。

第 7 5 号議案

加須市公平委員会委員の選任について

加須市公平委員会委員に次の者を選任することについて議会の同意を求める。

住 所 加須市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 山 田 由 里 子

〇〇年〇〇月〇〇日生

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市公平委員会委員山田由里子氏は、本年 7 月 6 日をもって任期満了となるため、再任することについて同意を得たいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、この案を提出するものであります。

公表用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を加工しています。

第 7 6 号議案

加須市教育委員会委員の任命について

加須市教育委員会委員に次の者を任命することについて議会の同意を求める。

住 所 加須市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 遠 藤 康 江

〇〇年〇〇月〇〇日生

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市教育委員会委員遠藤康江氏は、本年 7 月 6 日をもって任期満了となるため、再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出するものであります。

公表用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を加工しています。

第 7 7 号議案

加須市教育委員会委員の任命について

加須市教育委員会委員に次の者を任命することについて議会の同意を求める。

住 所 加須市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 松 永 修

〇〇年〇〇月〇〇日生

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市教育委員会委員松永修氏は、本年 7 月 6 日をもって任期満了となるため、再任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出するものであります。

公表用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を加工しています。

第 78 号議案

加須市教育委員会委員の任命について

加須市教育委員会委員に次の者を任命することについて議会の同意を求める。

住 所 加須市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 柴 田 秀 子

〇〇年〇〇月〇〇日生

令和 8 年 6 月 25 日提出

加須市長 高 橋 稔 裕

提 案 理 由

加須市教育委員会委員秋山哲也氏は、一身上の都合により辞職したため、後任として柴田秀子氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、この案を提出するものであります。

公表用

個人情報に掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を加工しています。